

倉敷市公共施設個別計画 実施計画 2022

倉 敷 市

目 次

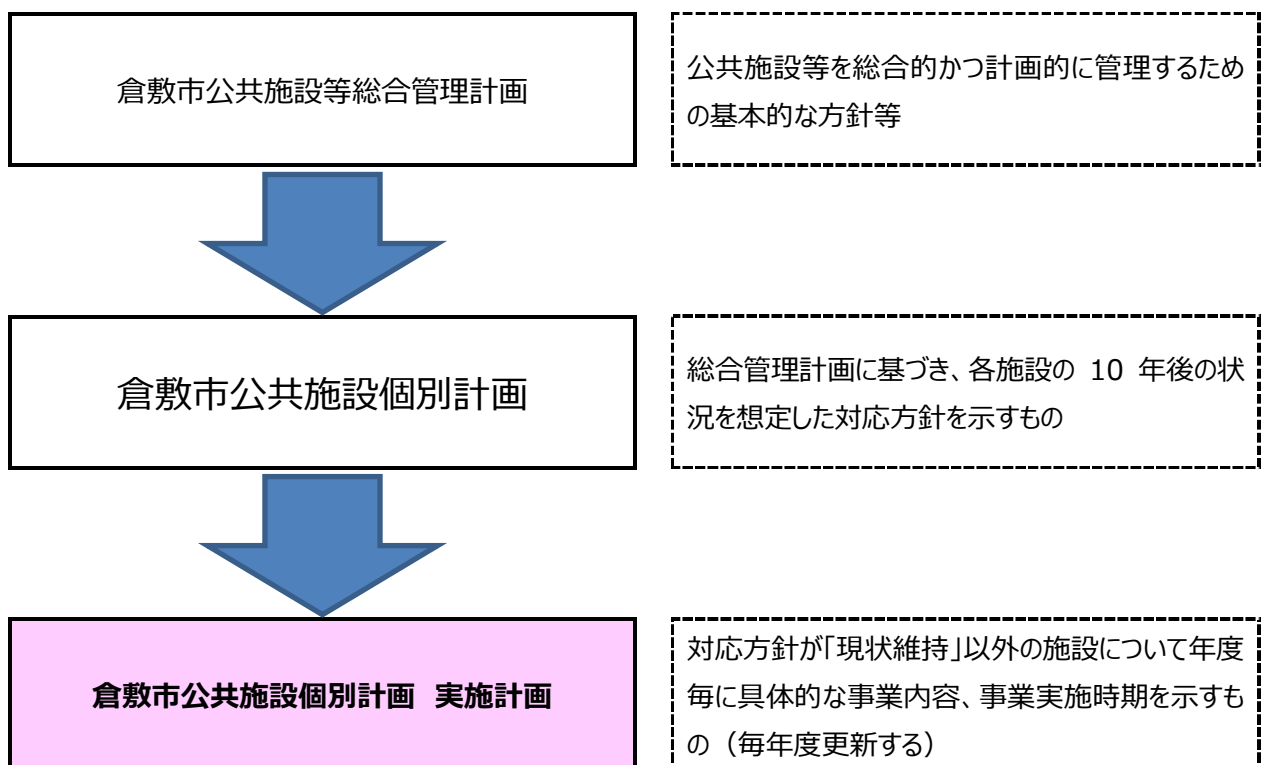
| | |
|---------------------------|---|
| I. 計画の概要 | 2 |
| II. 計画の位置づけ（階層イメージ） | 2 |
| III. 令和4年度実施計画 | 3 |
| IV. 対象施設の種類・名称 | 4 |
| V. 施設の対応方針の分類 | 6 |

I. 計画の概要

倉敷市では、令和4年度を初年度とする「倉敷市公共施設個別計画」（以下「個別計画」という。）を策定しました。個別計画は、平成28年度に策定した公共施設等総合管理計画に基づき、施設種類別に個別具体的な対応方針を定めたものです。

本実施計画は、個別計画で示した各施設の方針に基づき、計画的かつ効果的にその推進を図るため、事業の内容、進捗状況について説明するものです。

II. 計画の位置づけ（階層イメージ）



III. 令和4年度実施計画

| 事業名 | 施設名称 | 事業概要 | R4 予算額 (千円) |
|--------------------|--|---|--|
| 庁舎等再編整備事業 | (長寿命化) ・本庁舎 (複合化) ・中央図書館 ・市民活動センター ・中央憩の家 ・倉敷労働会館 (貸会議室機能) ・文化交流会館 (国際交流情報機能) | ・倉敷庁舎等再編基本構想に基づく防災危機管理センター棟、複合施設棟等の整備に向けた基本計画策定等のためのアドバイザー業務を行う(R3年度からの継続事業)。 ※防災危機管理センター棟…防災危機管理室、消防局、水道局を配置(複合化)し、災害対策本部をはじめ、国、県等、関係機関と連携するスペース等を整備する施設。 ※複合施設棟…中央図書館、市民活動センター(貸会議室機能)、中央憩の家、倉敷労働会館(貸会議室機能)、文化交流会館(国際交流情報機能)を複合化して整備する施設 【事業期間】 ・R3年～R7年度(予定) | 37,788 (総務局) |
| 倉敷北児童センター・西岡荘再整備事業 | (単独建替) ・倉敷北児童センター (転用) ・西岡荘 | ・倉敷北児童センターを新築(単独建替)し、旧倉敷北児童センターを(仮称)新西岡荘に転用する。 【事業期間】 ・R3年～R5年度(予定) | 145,860 (保健福祉局) |
| 隣保館施設整備事業 | (長寿命化) ・倉敷民主会館 | ・倉敷民主会館の耐震補強工事等(長寿命化)を行う。 【事業期間】 ・R4年度(予定) | 136,500 (市民局) |
| 中央斎場整備事業 | (集約化) ・中央斎場 (児島斎場、真備斎場) | ・PFI手法を活用し、中央斎場の建替え、施設整備更新を行う。 ※中央斎場建替え後、児島斎場、真備斎場は老朽化に伴い、段階的に廃止します。 【事業期間】 ・R3～R5年度(予定) | 5,610 (環境リサイクル局) |
| 山陽ハイツ跡地整備事業 | (複合化) ・山陽ハイツ (貸会議室機能) ・文化交流会館 (文化練習室機能) | ・公民連携手法による都市公園の整備、防災・災害対応拠点の整備、公共施設の複合化に向けて、実施方針の策定、整備事業者の募集・選定を行う。 【事業期間】 ・R3～R7年度(予定) | — (企画財政局) ※R3年度事業費27,850千円をR4年度に繰越し。 |

IV. 対象施設の種類・名称

| 施設種類 | | 施設名称 |
|------------|--|---|
| 庁舎等 | 本庁舎 | 本庁舎 |
| | 支所 | 水島支所 児島支所 玉島支所 庄支所 茶屋町支所 船穂支所 真備支所※ |
| | その他 | 保健所 藤戸市民サービスコーナー 下津井市民サービスコーナー |
| 消防署 | 消防局・ 倉敷消防署 | 消防局・倉敷消防署合同庁舎 中洲分署 庄出張所 東出張所 |
| | 水島消防署 | 水島消防署 |
| | 児島消防署 | 児島消防署 臨港分署 琴浦出張所 郷内出張所 下津井出張所 |
| | 玉島消防署 | 玉島消防署 北出張所 勇崎出張所 西出張所 真備分署※ |
| 文化施設 | 倉敷市民会館 芸文館（大山名人記念館を含む） マービーふれあいセンター※ 文化交流会館 児島文化センター 玉島文化センター 大野昭和斎記念資料館 薄田泣菫生家 横溝正史疎開宅 | |
| 社会教育 施設 | 図書館 | 中央図書館 水島図書館 玉島図書館 船穂図書館 真備図書館※ |
| | 公民館 | 倉敷公民館 西阿知公民館 多津美公民館 倉敷南公民館 倉敷北公民館 倉敷西公民館 倉敷東公民館 新田公民館 庄公民館 茶屋町公民館 水島公民館 連島公民館 連島南公民館 福田公民館 福田南公民館 本荘公民館 郷内公民館 琴浦公民館 下津井公民館 唐琴公民館 玉島北公民館 玉島西公民館 玉島東公民館 玉島黒崎公民館 船穂公民館 真備公民館※ |
| | その他 | ライフパーク倉敷 市立美術館 自然史博物館 少年自然の家 歴史民俗資料館 福田歴史民俗資料館 真備ふるさと歴史館 真備歴史民俗資料館※ 旧柚木家住宅 まきび記念館 磯崎眠亀記念館 |
| 福祉施設 | 老人憩の家 | 中島憩の家 中央憩の家 天城憩の家 豊洲憩の家 笹沖憩の家 中洲憩の家 生坂憩の家 西阿知憩の家 豊洲中央憩の家 古新田憩の家 浦田憩の家 庄憩の家 庄東憩の家 茶屋町憩の家 水島憩の家 連島北憩の家 広江憩の家 鶴新田憩の家 連島憩の家 児島憩の家 琴浦憩の家 郷内憩の家 下津井憩の家 赤崎憩の家 稗田憩の家 本荘憩の家 下の町憩の家 柏島東憩の家 玉島憩の家 黒崎憩の家 長尾憩の家 乙島憩の家 柏島憩の家 穂井田憩の家 南浦憩の家 船穂憩の家 |
| | その他の高齢 者福祉施設 | 西岡荘 船穂町高齢者福祉センター まきび荘 琴浦園 長楽荘 中山公園屋内ゲートボール場 |

| | |
|--------|---|
| | シルバー人材センター シルバー人材センター船穂連絡所 シルバー人材センター真備支所* |
| 児童館 | 倉敷北児童センター 水島児童館 児島児童館 玉島児童館 真備児童館* |
| 障がい者施設 | 障がい者福祉センター 水島障がい者支援センター 児島障がい者支援センター 玉島障がい者支援センター まびの道 |
| その他 | 倉敷労働会館 山陽ハイツ 水島勤労福祉センター 倉敷勤労者体育センター 鶴心寮 暮らし健康福祉プラザ 真備健康福祉館* 呼松保健の家 塩生保健の家 倉敷民主会館 水島会館 児島民主会館 玉島池畝会館 真備人権ふれあい館* 水島ふれあいセンター |
| 医療施設 | 休日夜間急患センター |
| 商工施設 | 倉敷ファッションセンター 児島産業振興センター たけのこ茶屋 |
| 観光施設 | 新溪園 倉敷館 倉敷物語館 鷺羽山レストハウス 王子が岳レストハウス 国民宿舎良寛荘 児島観光港待合所 鷺羽山ビジターセンター むかし下津井回船問屋 沙美海岸管理棟 真備美しい森 |
| 大学 | 倉敷市立短期大学 |
| 火葬場 | 中央斎場 児島斎場 玉島斎場 真備斎場 |
| 都市再生住宅 | 倉敷駅前東都市再生住宅 |
| 複合施設 | 児島市民交流センター 玉島市民交流センター 環境交流スクエア |

V. 施設の対応方針の分類

個別計画では、計画期間である今後 10 年間について、対象施設をどう維持していくのか又は更新していくのか、あるいは廃止するのか等について、基本的な対応方針を次のとおり 8 種類に分類しています。分類の詳細は、個別計画を参照ください。

| | 分類 | 施設 |
|------|-----------------------|--|
| 継続使用 | 現状維持 99 (57.9%) | <ul style="list-style-type: none"> ・計画期間内（10 年間）に法定耐用年数を超えない施設で、長寿命化等の大規模修繕を必要としないもの。 ・平成 30 年 7 月豪雨災害で被災し、既に復旧済の施設。 ・指定文化財、登録有形文化財、伝統的建造物群保存地区内における伝統的建造物等に該当する施設。 |
| | 長寿命化 29 (17.0%) | <ul style="list-style-type: none"> ・計画期間内に法定耐用年数を超えるが、長寿命化等の大規模修繕を実施することにより、計画期間後も継続して使用する施設。 ・支所（計画期間内に法定耐用年数を超えないが、中長期の維持管理コストを考慮し、長寿命化することで継続して利用するもの）。 |
| 建替え等 | 単独建替 8 (4.7%) | <ul style="list-style-type: none"> ・計画期間内に法定耐用年数を超える施設で、老朽化の状況や、中長期の維持管理コストを考慮し、単独で建て替えるもの。集約化、複合化に適さない施設。 |
| | 集約化 3 (1.8%) | <ul style="list-style-type: none"> ・同じ種類の他の施設と統合し、これまでの機能を維持しながら、延床面積の縮減が可能なもの。 |
| | 複合化 28 (16.4%) | <ul style="list-style-type: none"> ・異なる種類の他の施設と統合し、これまでの機能を維持しながら、延床面積の縮減が可能なもの。 |
| その他 | ソフト事業化 1 (0.6%) | <ul style="list-style-type: none"> ・公共施設としては、建替えを行わないが、民間事業者の施設やノウハウを活用することにより、事業を継続するもの。 |
| | 転用 1 (0.6%) | <ul style="list-style-type: none"> ・法定耐用年数を超えていない施設を、改修等により他の公共施設として利活用するもの。 |
| | 廃止 2 (1.2%) | <ul style="list-style-type: none"> ・施設の老朽化の進行、行政目的の達成等により施設を廃止するもの。 |

倉敷市公共施設個別計画

実施計画 2022

倉敷市 企画財政局 企画財政部 公有財産活用室

〒710-8565 倉敷市西中新田 640 番地